

議案第10号

令和5年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度清瀬市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,290,157千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

清瀬市長 澁谷 桂司

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		993,590	15,000	1,008,590
	1 後期高齢者医療保険料	993,590	15,000	1,008,590
4 繰入金		1,170,075	△5,980	1,164,095
	1 他会計繰入金	1,170,075	△5,980	1,164,095
歳入	合計	2,281,137	9,020	2,290,157

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		2,091,408	9,020	2,100,428
	1 広域連合納付金	2,091,408	9,020	2,100,428
歳出	合計	2,281,137	9,020	2,290,157

1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	993,590	15,000	1,008,590
4 繰入金	1,170,075	△5,980	1,164,095
歳入合計	2,281,137	9,020	2,290,157

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	地方債	その他	
2 広域連合 納付金	2,091,408	9,020	2,100,428	0	0	0	9,020
歳出合計	2,281,137	9,020	2,290,157	0	0	0	9,020

2. 歳入

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
						区 分	金 額
款	項	目					
1.	後期高齢者医療保険料		993,590	15,000	1,008,590		
	1.	後期高齢者医療保険料	993,590	15,000	1,008,590		
		1. 特別徴収保険料	580,275	△ 11,000	569,275	1. 現年度分	△ 11,000
		2. 普通徴収保険料	413,315	26,000	439,315	1. 現年度分	26,000
4.	繰入金		1,170,075	△ 5,980	1,164,095		
	1.	他会計繰入金	1,170,075	△ 5,980	1,164,095		
		1. 一般会計繰入金	1,170,075	△ 5,980	1,164,095	1. 療養給付費繰入金	12,000
						2. 保険基盤安定繰入金	△ 9,000
						4. 保険料軽減措置繰入金	△ 8,980

(単位 : 千円)

説	明
(保険年金課)	
1 特別徴収保険料	△ 11,000
(保険年金課)	
1 普通徴収保険料	26,000
(保険年金課)	
1 療養給付費繰入金	12,000
(保険年金課)	
1 保険基盤安定繰入金	△ 9,000
(保険年金課)	
1 保険料軽減措置繰入金	△ 8,980

3. 歳出

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				区 分	金 額
2. 広域連合納付金			2,091,408	9,020	2,100,428	国都支出金	
						地方債	
						その他	
						一般財源	9,020
1. 広域連合納付金			2,091,408	9,020	2,100,428	国都支出金	
						地方債	
						その他	
						一般財源	9,020
1. 広域連合分賦金			2,091,408	9,020	2,100,428	国都支出金	
						地方債	
						その他	
						一般財源	9,020
						国都支出金	
						地方債	
						その他	
						一般財源	9,020

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助 及び交付金	9,020	
		1 広域連合分賦金 9,020 (保険年金課)
		18 負担金、補助及び交付金 9,020
		1 負担金 9,020
		110 療養給付費負担金 12,000
		129 保険料等負担金 15,000
		137 保険基盤安定負担金 △9,000
		142 保険料軽減措置負担金 △8,980